

がいくせき かた うんてんめんきよてつづき 外国籍の方の運転免許手続について

2025/10/01から

がいくせき かた
外国籍の方は、

いちぶ うんてんめんきよ てつづき さい
一部の運転免許の手続の際に、

じゅうみんひょう ざいりゅう ていじなど
住民票や在留カードの提示等

ひつよう
が必要となります。

じゅうみんひょう ざいりゅう ていじ ひつよう てつづき
住民票や在留カードなどの提示が必要となる手続

◎ じゅうみんきほんだいちょうほう てきよう う かた 住民基本台帳法の適用を受ける方

(① ちゅうちようきざいりゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ いちじひこきよかしや
① 中長期在留者、② 特別永住者、③ 一時庇護許可者
また かりたいざいきよかしや しゅっせい けいかたいざいしゃまた
又は仮滞在許可者、④ 出生による経過滞在者又は
こくせきそうしつ けいかたいざいしゃ
国籍喪失による経過滞在者)

○ めんきよしんせい がいくめんきよ きりかえ 免許申請・外国免許の切替

じゅうみんひょう うつ かなら ていしゅつ ざいりゅう など
住民票の写し（必ず提出）＋在留カード等

○ めんきよこうしん きさいじこうへんこう 免許更新・記載事項変更

① ざいりゅう
在留カード

② とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ
特別永住者証明書

③ ざいりゅうまかんなど きさい じゅうみんひょう うつ
在留期間等を記載した住民票の写し

のいずれかを提示 ※マイナ免許証を持参する方は不要です。

※ じゅうみんひょう うつ 住民票の写し

ろっかけつくない さくせい
6ヶ月以内に作成されたもので、

ざいりゅうしかく ざいりゅうまかんなど きさい
在留資格・在留期間等が記載されたもの。

国外転出中日本人の方は、戸籍謄本等と住所証明
(居住証明書等)で申請することができます。
詳しくはお問い合わせください。

◎ **住民基本台帳法の適用を受けない方**
(外務省職員の方(「外交」又は「公用」の在留資格の方も含む)や国際自動車競技大会に出場するレーサーの方など)

○ **免許申請・外国免許の切替**

- ① 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分証明書で国家公安委員会が定めるもの(外務省等発行身分証明書類)
- ② 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの(公的機関等発行住所確認書類)
- ③ 旅券

○ **免許更新・記載事項変更**
免許申請・外国免許の切替と同じ

わからないことや詳しく
知りたいことがあるときは、
運転免許センターに
お問い合わせください。

ホームページリンク先(福島県警察のホームページに移動します。)

・免許申請について(新規・併記)

<http://www.police.pref.fukushima.jp/04.menkyo/-1menkyo/shikenntou/H29.3.12/shikentetuzukiannai.htm>
へのリンク

・免許更新について

<http://www.police.pref.fukushima.jp/04.menkyo/-1menkyo/menkyokoushin/menkyonokoushin/03menkyokousin20250324.htm>
へのリンク

めんきょしょう きさいじこうへんこう
・免許証の記載事項変更について

<http://www.police.pref.fukushima.jp/04.menkyo/-2saikouhu/kisaihenkou/08kisaihenkou.pdf> へのリンク

がいこくめんきょ きりかえ
・外国免許の切替について

<http://www.police.pref.fukushima.jp/04.menkyo/-6gaikoku/15gaimen.pdf> へのリンク

・チラシ (PDF形式)

<http://www.police.pref.fukushima.jp/04.menkyo/-0gaikokuseki/20251001.pdf>へのリンク

と あ さき
問い合わせ先

ふくしまうんてんめんきょ
福島運転免許センター
024-591-4381

こおりやまうんてんめんきょ
郡山運転免許センター
024-961-2100

つわりょう はっせい
※通話料が発生します。

ふくしまけんけいさつほんぶこうつうぶうんてんめんきょか
福島県警察本部交通部運転免許課